

第1回 久留米市立江上・青木・城島小学校統合準備協議会

■日時：令和8年4月27日（月） 19：00～

■場所：城島校区コミュニティセンター 集会室

1 開会

- ・教育長挨拶
- ・委員紹介

2 協議事項

(1) 会長・副会長の選出について - 資料1

(2) 主な協議スケジュールについて - 資料2

(3) 小学校統合後の学童保育所の対応について - 資料3

3 その他

- 統合準備協議会ニュースの発行及び市ホームページへの掲載について
- 次回開催日程及び開催場所、時間について

事務局：久留米市教育委員会 教育部総務
電話：0942-30-9213 FAX:0942-30-9719
メール: kyousou@city.kurume.lg.jp

久留米市立江上・青木・城島小学校統合準備協議会 委員名簿

令和8年4月27日現在【敬称略】

氏 名	所 属
池田 宏	江上校区まちづくり委員会 会長
田中 恵子	江上校区まちづくり委員会 副会長
千代島 勝則	江上小学校 学校運営委員会 代表
中園 健太	江上小学校 PTA 会長
後藤 敬太郎	江上小学校 PTA 副会長
永松 芳樹	江上小学校 PTA
江上 慶子	江上小学校 PTA
池口 智親	江上小学校 PTA
森 祐亨	青木校区まちづくり振興会 会長
高口 久	青木校区まちづくり振興会 副会長
田中 富久美	青木校区まちづくり振興会 副会長
井手 秀則	青木小学校 PTA 会長
重松 光	青木小学校 PTA
角 いづみ	青木小学校 PTA
後藤 光紗	青木小学校 PTA
土井 愛	青木小学校 家庭教育委員(R7年度)
平原 吉康	城島校区まちづくり創造会議 会長
宮田 大輔	城島小学校 PTA 会長・学校運営協議会員
佐藤 由宇子	城島小学校 PTA 副会長
納戸 美香	城島小学校 PTA 書記
野口 晋吾	城島小学校 保護者
松延 奈々	城島小学校 学級役員
江頭 和則	下田校区まちづくり振興会 会長
渡邊 信孝	浮島校区コミュニティ振興会 会長
石塚 美和子	江上小学校 校長
田中 幸恵	青木小学校 校長
城後 昌子	城島小学校 校長
平田 敬一	久留米市教育委員会 教育部 部長

以上 28名

久留米市立江上・青木・城島小学校統合準備協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、江上小学校・青木小学校・城島小学校統合基本計画（令和8年1月27日久留米市教育委員会議決）に基づき、久留米市立江上小学校、青木小学校及び城島小学校（以下「対象小学校」という。）の統合を円滑に進めるために設置する統合準備協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 統合準備協議会は、次の事項について協議又は確認する。

- (1) 通学に関する事
- (2) 統合に伴う教育活動等に関する事
- (3) 閉校及び統合に伴う式典や行事等に関する事
- (4) その他学校統合に向けて必要な事項に関する事

(組織及び任期)

第3条 統合準備協議会は、委員28名以内で組織し、次に掲げるもののうちから久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 学校長
 - (4) その他教育長が必要と認めるもの
- 2 委員に欠員が生じた場合は、補充委員を選任することができる。
- 3 委員の任期は学校統合の日までとし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 統合準備協議会には、会長1名、副会長4名を置く。

- 2 会長、副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は統合準備協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、校区番号順により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 統合準備協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員（会長及び副会長を含む。）の2分の1以上の出席があれば、会議を開くことができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 4 統合準備協議会は、出席委員の過半数の同意をもって、非公開とすることができる。

(謝金)

第6条 第3条第1項第1号及び第2号委員について、統合準備協議会の開催1回につき1,031円を支払う。

(関係者の出席等)

第7条 統合準備協議会は、必要があると認めるときは、対象小学校の統合に係る関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 統合準備協議会の事務局は、久留米市教育委員会教育部総務に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、統合準備協議会の運営に関し必要な事項は、会長が統合準備協議会に諮って定める。

附 則

(施行期間)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、対象小学校の統合の日をもって失効する。

江上・青木・城島小学校統合準備協議会

- 【委員の構成】** 各小学校保護者（5名程度） 各地域（3名程度）
各学校長 市教育委員会 久留米市
* 保護者・地域は、推薦に基づき市教委が委嘱
- 【開催頻度】** 月1回程度の定期的な開催 * 必要に応じて複数回開催
- 【主な協議事項】** 保護者部会等で協議した事項の承認、情報共有など

江上小保護者部会

- 【委員の構成】**
保護者（人数や選出方法などは任意）
- 【事務局】** 学校長 市教育委員会
* 必要に応じて市の関係部局も出席
- 【開催頻度】**
月1回程度の定期的な開催
* 必要に応じて複数回開催
- 【主な協議事項】**
学校に関する事項
（交流授業、通学支援、PTA活動など）

青木小保護者部会

- 【委員の構成】**
保護者（人数や選出方法などは任意）
- 【事務局】** 学校長 市教育委員会
* 必要に応じて市の関係部局も出席
- 【開催頻度】**
月1回程度の定期的な開催
* 必要に応じて複数回開催
- 【主な協議事項】**
学校に関する事項
（交流授業、通学支援、PTA活動など）

城島小保護者部会

- 【委員の構成】**
保護者（人数や選出方法などは任意）
- 【事務局】** 学校長 市教育委員会
* 必要に応じて市の関係部局も出席
- 【開催頻度】**
月1回程度の定期的な開催
* 必要に応じて複数回開催
- 【主な協議事項】**
学校に関する事項
（交流授業、通学支援、PTA活動など）

● 小学校統合に向けた主なスケジュール【イメージ】

年	令和8年									令和9年				
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
統合準備協議会	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	江上小・青木小 閉校式		
子ども達の安全安心	交流行事、学習の実施											閉校式・閉校に伴う行事	統合校スタート	
	生徒指導上の不安への対応協議（スクールカウンセラーの活用など）													
	スクールバスの決定・関係機関等との対策協議、対応・登下校中の安全確保の体制整備・緊急対応マニュアル等の作成など													
学校運営 学校活動	体操服・学用品の取扱いの協議								体操服・学用品の対応					
	特別支援学級及び通級指導教室に関すること													
	記念式典等の協議						記念式典の準備・記念品の作成							
	P T A 交流行事の実施・組織編成の協議													
	移転備品等準備作業									移転作業				
	校務分掌、学級編制、教室配置、時程表、行事等の調整・計画							公文書・公印・学校保管金等の調整・移管						
	歴史的継承物の保存の協議													
学校施設	学校施設改修対応													
その他	学童保育所の取扱方針に基づく協議・調整								入所申込		準備作業			
	学校や児童に関する地域活動等の地域活性化に関すること													

小学校統合後の学童保育所の対応について（案）

1. 説明会等でお示した考え方

学童保育所は、災害や不審者等に対する児童の安全確保や、良好な児童の交友関係づくりの観点から、学校敷地内を基本とし、市内の小学校区ごとに設置しています。

このため、令和9年4月の小学校統合にあわせ、統合先の城島校区学童保育所に統合することになると考えています。

また、統合による入所児童の増加等に対応するため、学校施設の活用を基本に、必要に応じて新たな保育施設の確保を行います。

2. 具体的な対応方針

(1) 学童保育の実施場所

- ① 新たに2～3クラブの設置が必要となるため、ランチルームを活用し、保育を行います。
- ② 城島校区学童保育所で、高学年を含む全ての児童を受け入れます。

(参考) 学童保育所の現状（令和7年5月1日時点）

	江上校区学童保育所	青木校区学童保育所	城島校区学童保育所
クラブ数	1クラブ	1クラブ	2クラブ
定員	56名	40名	88名
受入れ児童数	29名	32名	113名
高学年受け入れ	実施	実施	実施

(2) 通所支援

統合に伴い、新たに江上校区、青木校区の児童は、城島校区学童保育所への通所距離が遠くなることから、児童の送迎支援を行います。具体的な内容は、今後検討します。

(3) 学校施設活用に向けた対応

ランチルームにランドセル棚と靴箱を新設します。